ラ・フォル・ジュルネTOKYO2018 プレフェス・ア・コマエ　こまえ屋台村出店要領

１．出店日時

平成30年４月28日（土）　11時～20時（予定）

　　　　平成30年４月29日（日）　11時～19時（予定）

２．会場

　　　　えきまえ広場（狛江駅前三角広場）

３．募集店舗数

　　　　８店舗程度

４．出店資格

出店を認めるものは、狛江市内で店舗営業をする飲食店とし、ＬＦＪプレフェス・ア・コマエらしい飲食（例　ワインに合う料理等）を考案し、イベント両日に参加してその提供を行うものといたします。

５．出店に伴う注意点について

本体公演である東京国際フォーラムのラ・フォル・ジュルネTOKYO2018では、「有楽町東京国際フォーラム村」に出店している屋台が展開されていることから、ホームページ（http://www.w-tokyodo.com/neostall/space/t-i-forum）を確認してメニューの参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、提供したメニューはイベント終了後も継続的に販売することが望ましいと考えています。

武蔵府中保健所への臨時出店の申請は実行委員会事務局がとりまとめて行いますが、**保健所との事前調整は出店者が行っていただきますようお願いいたします**。

出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁です。

６．出店を認めないもの

　　　　以下の項目に該当する場合は出店を認めないものとします。

（１）個人での参加

（２）政治活動や宗教活動を目的としたもの

（３）出店者及び出店関係者が暴力団関係者であること

（４）実行委員会において、参加することが適当でないと認められるもの

７．出店料

　　　　出店にかかる経費として出店料、テント使用料、机２台、イス４脚の使用料は２日間で１万円といたします。

その他の出店にかかる経費については出店者の負担といたします。

８．出店申込

**平成30年１月15日（月）から１月31日（水）まで**に所定の申込書類に必要事項を記入の上、お申し込みください。

（１）申込書類は、ＬＦＪプレフェス・ア・コマエのHP上に掲載します（申込期間中）。

（２）申込書類は、上記期間内に実行委員会事務局にご持参ください（郵送可、当日消印有効）。

なお、FAX・電話での申し込みは受け付けません。書類が不備な場合や受付期間外は、受け付けません。

（３）１出店者１区画とします。

（４）申込多数の場合は、実行委員会による厳正なる審査の上、決定させていただきます。

＜提出書類＞

 　①出店申込書

②提供メニューの概要書（メニューの詳細と写真もしくはイメージ図）

③出店参加者名簿

④出店参加者全員の本人確認書類（運転免許証等）の写し（カラー）

⑤誓約書

**※商工会所属店舗については①②③のみご提出ください。**

＜申込先＞ＬＦＪプレフェス・ア・コマエ実行委員会事務局（市役所地域活性課）

　　　　　午前８時30分から午後５時まで（土・日曜日、祝日を除く）

〒201-8585　狛江市和泉本町一丁目１番５号

TEL03-3430-1111（代）2227

ＨＰアドレス：http://www.komae-kankou.jp/

９. 出店者説明会

　　出店場所説明会及び出店場所抽選会を２月21日（水）午後６時30分から実施します。審査に通った出店者は、必ず参加してください。

10．出店資格審査

出店申込を受理した後、未成年者・暴力団関係者等に該当しないことを確認し、適格者のみが出店申込の対象となります。

（確認作業のため警察等、関係官庁に身分照会を依頼する場合もあります）

11．出店資格の可否

出店の可否は、平成30年２月16日（金）までに郵送等でご連絡いたします。

なお、出店可否の決定内容についての問い合わせは、受け付けいたしません。

12．搬入・搬出時間

　　　　搬入時間：28日、29日（９時00分～10時30分）

　　　　搬出時間：28日（20時30分～22時）、29日（19時30分～21時）

13．諸注意

（１）食中毒予防のため、スタッフで下痢・嘔吐等の症状があった場合は、すみやかに出店者窓口に連絡後、主催者の指示に従ってください。

（２）アルコール飲料販売を販売する場合、購入者が運転者または未成年者でないことを確認し、飲酒運転・未成年者の飲酒防止に努めてください。

（３）事前にお申し込みいただいた出店申込書の記載事項および内容などと相違のある場合や、違反行為等を発見した場合は、直ちに出店を中止していただく場合があります。

（４）出店者は安全に留意し、開催期間中は常に責任者が必ずブース内に常駐し、来場者の対応に心がけてください。

　　（５）会場内にある水道は、使用することができません。飲食に使用する水は、必ずご自身で準備してください。また、発生したゴミ等を会場内で捨てることは禁止いたします。

14.非常時の対応について

災害発生時、主催者側は「来場者・出店者の安全確保を最優先する」を基本方針として行動します。出店者の皆様は、地震・火災等の災害が発生した際、下記の通りご対応をお願いします。

（１）地震発生時

震度５弱以上の地震が発生した場合は、スタッフの指示に従って落ち着いて行動し、火器を使用している場合は、直ちにその利用を中止してください。

（２）火災発生時

　　　　　周辺への周知とともに近くのスタッフまたは主催者までお知らせください。

※いずれの場合も、身の安全の確保を最優先に行動してください。

15．出店物管理・免責

主催者は、準備段階から、撤去・搬出まで、会場の保守・管理に当たりますが、天災や不可抗力の原因等により発生した際の商品や備品等の損害や、滅失・盗難等に関しての責任は負いません。

16．損害賠償

出店者及びその代理人が、他者の商品・備品等、主催者、会場の設備機器、及び来場者等に損害を与えた場合は、その補償は当事者（出店者）に責任を持っていただきます。

17．開催の中止

主催者は、天災、その他不可抗力（社会的なインフルエンザの蔓延による行政指導等を含む）が原因により、やむなく開催を中止することがあります。これにより生じた、出店者、その他の者の損害について、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償や、営業物品その他の買取りなどを一切行いません。